

■ 令和7年度 浜松市グリーン調達方針

本調達方針は、浜松市環境物品等の調達及び環境配慮契約の推進に関する基本方針に基づき、これを推進するための必要な事項を定めるものである。

1 令和7年度 特定調達品目及び判断の基準

特定調達品目は、[別紙「特定調達品目の分野及び品目一覧」](#)のとおりとする。

判断の基準等はグリーン購入法に準ずるものとし、環境省の定める[「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」](#)及び[「グリーン購入の調達者の手引き」](#)を参照すること。

また、[「浜松市の公共工事における溶融スラグ有効利用ガイドライン」](#)に定める溶融スラグについては、路盤材・再生骨材等としてグリーン購入の判断基準を満たしているものとする。

2 調達目標

令和7年度の目標対象品目及び調達目標を以下のとおりとする。

	分類	調査対象品目	実績値 (R5年度の平均値)	目標値※	目標の考え方
1	紙類	コピー用紙	99.4%	100%	調達総量が多く、グリーン購入調達率の更なる向上を目指すもの
2	紙類	トイレトペーパー	100.0%	100%	
3	文具類	ファイル	99.4%	100%	
4	文具類	事務用封筒（紙製）	92.2%	95%	
5	文具類	窓付き封筒（紙製）	51.4%	55%	
6	家電製品	電気冷蔵庫	84.4%	90%	環境への影響が長期にわたるため、契約・購入時に特に留意が必要なもの
7	自動車等	自動車	91.3%	95%	
8	ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋	49.6%	55%	調達総量が多く、グリーン購入調達率の更なる向上を目指すもの

※目標値は、昨年度調査結果をもとに算出

3 環境配慮契約の対応の方向

市が取り組む環境配慮契約についての対応の方向は、以下のとおりとする。また、以下に示す種類以外の契約についても、できる限り環境配慮契約の実施に努める。

（1）自動車の購入及び賃貸借に係る契約

自動車の購入及び賃貸借に係る契約を締結する際には、初期経費のみを考慮した調達を行うのではなく、供用期間中における燃料の使用に伴う温室効果ガス等の排出や、燃料代等の維持費用についても適切に判断した上で、契約を締結することが必要である。自動車購入等に係る契約の対応の方向は、以下のとおりとする。

- ア 自動車の調達にあたっては、使用実態、用途に応じた排気量・大きさ等を十分考慮の上、適切な排気量の自動車を選択する。
- イ 燃費・排出ガス基準を満たした自動車を調達するため、グリーン購入法に適合した車種であることを仕様書に記載する。ただし、行政事務の遂行にあたり、目的に合致する適当な車種が無い場合には、可能な限り燃費性能及び排出ガス性能のよい車種を想定した条件とする。

(2) 産業廃棄物の処理に係る契約

産業廃棄物の処理に係る契約を締結する際には、温室効果ガス等の排出削減及び、産業廃棄物の適正処理や、資源としての再生利用の促進等の実施に関する能力や実績等を考慮した事業者を選定することも必要である。このため、入札や見積合せの際の、指名業者の選定にあたっては、競争性を確保する中で、優良産業廃棄物処理業者認定制度^{*}等を参考に、環境配慮や遵法性も考慮して行うものとする。

※優良産業廃棄物処理業者認定制度とは

産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準に適合するとして、都道府県・政令市が産業廃棄物処理業者を審査・認定する制度です。

実績と遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組、財務体質の健全性、電子マニフェスト、の5項目により審査・認定されます。

《参考》

「浜松市優良産業廃棄物処理業者一覧」

浜松市ホーム>創業・産業・ビジネス>環境対策>産業廃棄物>産業廃棄物処理業者名簿

https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sanpai/haiki/sanpai_meibo/index.html

「静岡県優良認定業者の一覧」

静岡県ホーム>くらし・環境>リサイクル・廃棄物>産業廃棄物>産業廃棄物関係業許可>優良産廃処理業者認定制度

<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/recycle/sangyohaikibutsu/1049463/1017726.html> (外部サイトへのリンクがあります)